

令和8年度（2026年度）茨城県グローバル人材育成プログラム募集要項

1 事業概要

医療の進歩が加速する現代において、茨城県の地域医療にも“世界基準”の視野と技術が求められている中で、筑波大学は茨城県と連携し、志を持つ若手医師に対し、海外の先進的な医療現場で学ぶ機会をサポートする「茨城県グローバル人材育成プログラム」を立ち上げた。派遣を終了した者は、茨城県の医療の中心を担う“グローバル人材”となる事が期待される。

2 対象者

将来、茨城県の医療に貢献する意思のある、以下の条件をすべて満たした者。

- (1) 日本国内及び海外の医療機関等に勤務する日本の医師免許取得後概ね10年程度の若手医師
- (2) 派遣終了後、概ね5年以内の間に、茨城県内の医療機関等で確実に3年以上勤務できる者

※毎年度、勤務先確認の照会を実施予定

- (3) 勤務先の病院長及び所属大学医局の責任者（教授等）の推薦を得られる者
- (4) 派遣先において、研修を行うに必要とされる英語等の語学力を有する者
- (5) 令和8年度（2026年度）の審査会で派遣決定され、令和11年（2029年）3月14日（水）までに研修の修了ができる者

3 派遣の目的

海外の医療機関（大学等の研究機関を含む）において臨床研修または医学研究（以下「研修等」という。）を行い、研修後に茨城県の医療の発展に資することを目的とする。

4 募集人員

5名程度（予算の範囲に応じて）

5 派遣期間

1か月以上2年以内

6 派遣費用等

- (1) 研修等のための経費として以下の費用を筑波大学より支給します。なお、不足分は自己負担となります。

研修費（30万円、その他当該プログラム研修に係る費用として一滞在につき1研修日あたり上限1万円）

ただし、研修費の合計額は350万円を上限とします。（事業に要した経費の1,000円未満の単位は切り捨て）

※応募状況により、補助上限額が変更になる場合があります。

- (2) 派遣期間中の給与や報酬等の受取については、派遣期間中の所属先の規定によるものとします。
- (3) 本プログラムは、従事義務を伴う他の補助制度との併用はできません。

7 申請方法

- (1) 本プログラムへの応募を希望する者は、以下の必要書類を筑波大学附属病院国際部に提出して下さい。

- ・ 申請書（所定の書式）
- ・ 履歴書（所定の書式）
- ・ 論文、学会発表等の実績一覧（所定の書式）
- ・ 研修実施計画（様式任意）
- ・ 勤務先の病院長等からの推薦書（所定の書式）

*大学医局等からの派遣による勤務の場合は、派遣元の医局責任者からの推薦書も併せて提出すること。その際、派遣元の医局責任者（教授等）へ本事業の趣旨や条件等を説明し、承諾を得ること。

推薦者の連絡先を必ず記載すること（メールアドレス、住所等）

- ・ 研修先からの招聘状及びその和訳（様式任意）
- ・ 業務従事証明書（所定の様式）
- ・ 誓約書（所定の書式）

- (2) 提出部数 各1部

- (3) 提出期限

令和8年（2026年）7月17日（金）17時 必着

封書に「令和8年度茨城県グローバル人材育成プログラム申請書類」と朱書してください。

8 派遣者の決定

筑波大学附属病院若手医師等派遣審査委員会と茨城県地域医療支援センターが申請書等の書類審査及び面接の上、派遣を決定します。

なお、原則として交付決定後の派遣先、派遣期間及び交付額等の変更はできません。

従事義務を伴わない他の補助制度の併用は、交付決定後の派遣先、派遣期間及び交付額等に変更が生じない場合に限り認めることとします。

9 派遣終了後

(1) 成果報告等

① 派遣終了後1月以内に、以下の内容を記載した和文報告書（2000字程度）を筑波大学附属病院国際部へ必ず提出して下さい。

- ・ 研修等の内容及び趣旨
- ・ 研修等で学んだことを茨城県の地域医療水準の高度化にいかにか活かすか
- ・ 海外生活に関して、今後本プログラムにおいて派遣する者が参考になる情報

② 県内の若手医師等を対象とした帰国者報告会へ参加して、成果等の情報を提供する。

(2) 帰国後の勤務先の確認

- ・ 派遣を終了した者は、派遣終了後、概ね5年以内の間に、茨城県内の医療機関等で3年以上勤務することを要件としているため、毎年度勤務先の確認を実施する
- ・ 帰国後の勤務先に変更が生じ、応募者本人と連絡がとれない場合には、推薦者に連絡をとり所在の確認を行う

10 派遣費用の返還を求める場合等の取り扱い

本プログラムは、茨城県において国際感覚・高度な技術を習得した優秀な人材を育成することにより地域医療水準の高度化を図ることを目的としています。このため、派遣終了後、概ね5年以内の間に、茨城県内の医療機関等で3年以上勤務しなかった場合、筑波大学は派遣費用の全額の返還を求める場合があります。

また、当該派遣者を推薦した病院、及び派遣元医局からの次年度の応募を停止する可能性があります。

11 その他不明な点等は、筑波大学附属病院国際部までご照会下さい。

12 問合せ及び申請書提出先

筑波大学附属病院国際部

E-mail: hsp.iro@un.tsukuba.ac.jp

TEL/FAX:029-853-3575